

オフィス向け  
商材紹介新聞



# おふいすかわら版

掲載内容

- 東芝テック複合機 e-STUDIO新シリーズ高速機
- 2024年1月完全施行まであとわずか！！  
今なら間に合う電帳法対応ソリューション

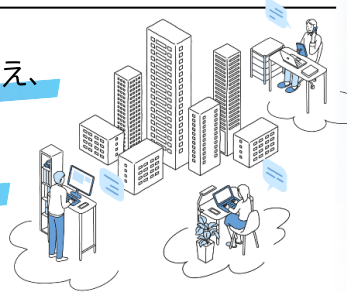
2023年  
6月号

2023年  
5月18日  
発表!

## 東芝テック複合機 e-STUDIO 新シリーズ高速機

昨年発表の  
e-STUDIO5525AC/5528Aシリーズに加え、

### 高速機もラインアップ！！



ビジネスの「これから」とともに進化するハイスペックモデル

e-STUDIO6527AC/7527AC

65 カラー  
枚/分 75 モノクロ  
枚/分 75 カラー  
枚/分 85 モノクロ  
枚/分

e-STUDIO6529A/9029A

65 モノクロ  
枚/分 90 モノクロ  
枚/分

※写真はオプションを装着した状態です。



## A3カラー/モノクロ 2モデル4機種 新発売

2023年7月3日  
発売予定

これからの「使う」

USE

- 生産性 ●操作性

働き方や働く場所が多様化しても、複合機がもっと便利になれば、業務の効率化が期待でき、あなたのワークスタイルをさらに進化させるでしょう。

これからの「つなげる」

CONNECT

- クラウド連携 ●リモート対応

オフィス以外で業務をする機会が増えても、クラウドサービスやアプリケーションなどの連携を強化し、あなたのスムーズな業務を複合機が補填しをします。

これからの「守る」

PROTECT

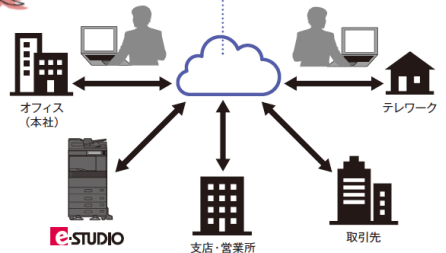
- サポート ●セキュリティ

使うひとの立場に立った充実したサポート体制を整えながら、セキュリティリスクからも複合機を守り、あなたのスムーズな業務をサポートします。

クラウドストレージサービスも東芝テック！



Collastorage  
コラストレージ



WORKSTYLE RENOVATION

## e-STUDIO series

全シリーズの  
特設サイトはこちら



おふいすかわら版

2024年1月完全施行まで  
あとわずか！！

# 今なら間に合う 電帳法対応ソリューション

税理士監修



**電帳法とは** 電子帳簿保存法（＝電帳法）とは、国税関係の帳簿や書類などの電子保存を認める法律のことです。

### 電子帳簿保存法の目的

メール・インターネット取引が増える中、  
1. 納税の証拠書類をきちんと保存とした上で  
2. 紙書類の保存負担を軽減する

#### ○電子帳簿保存法のもと

- 書類の発行：電子データで送付・保管してもよい
- 書類の受領：紙をスキャンし電子データで保管してもよい
- データの発行・受領：データのまま保管する電子取引保存義務

#### ◇電子取引保存の要件

- 真実性の確保：タイムスタンプ or 事務処理規定を準備
- 可視性の確保：出力書面、ディスプレイ、プリンタの用意
- 自社開発システムの場合：マニュアルを保管
- 検索機能の確保（または、ダウンロード）



最低7年のデータ保存が必要！  
データ消失のリスクを考えると、  
安全で安心なCollastorageが最適

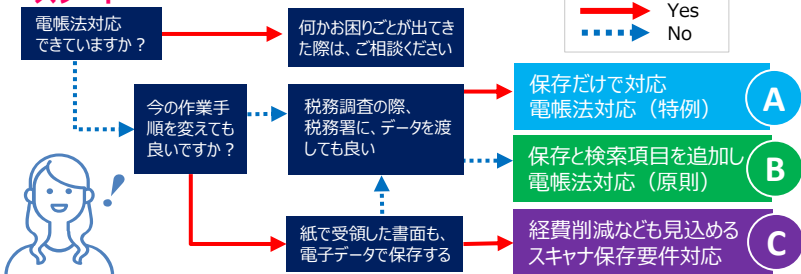
- 有怒措置は終了：2023年12月31日で終了（データで発行、受領した際に、紙だけの保管が認められなくなる）
- 猶予措置：出力書面による保存 + 税務調査時のデータ提出（相当の理由がある場合）
- 検索機能改正予定：（提示を求められた際に、データの提出または、データと整理した出力書面の提出に同意を条件に）特例として、検索機能が不要（予定）

## Collastorageで、 電帳法対応を始められます

Yes/No チャートでかんたん診断！  
お客様の状況に合わせた電帳法対応を探せます



### スタート



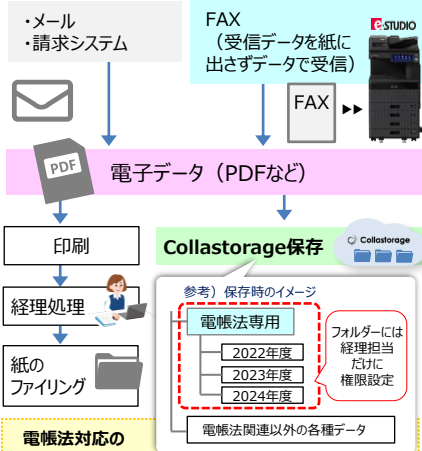
### ■通常時と特例時の比較

	メリット	デメリット
検索機能をつけない（特例）※予定	作業の流れが単純になる	税務調査時に求めに応じてデータを提出
検索機能をつける（原則）	税務調査でデータ提出を避けられる	検索項目追加の作業が発生（ソフト追加の場合も）

## A 特例を利用した、 電帳法対応

紙で受け取ったものは紙で処理し、電子で受け取ったものだけ電帳法に対応します

Collastorageだけで、すぐに電帳法対応が始められます



### 電帳法対応のために必要な対応

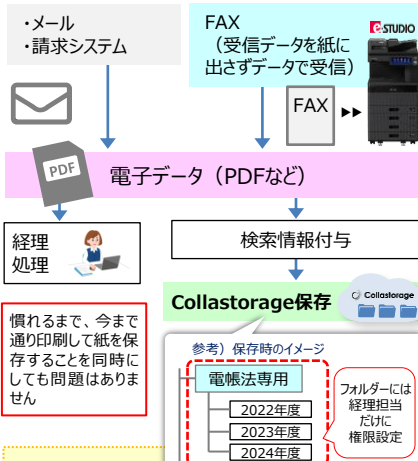
- 事務処理規程を用意
- Collastorageへ保存
- 出力書面（日付等ごとに整理必要）の保存\*

※特例を選択した際は、税務調査時、求めに応じ全データを提出する必要があります  
\*売上5000万円以下の場合、出力書面の保存は不要です。

## B 原則に沿った、 電帳法対応

紙で受け取ったものは紙で処理し、電子で受け取ったものに検索項目を付与して電帳法に対応します

Collastorageと検索情報付与で、原則に沿った電帳法対応が始められます



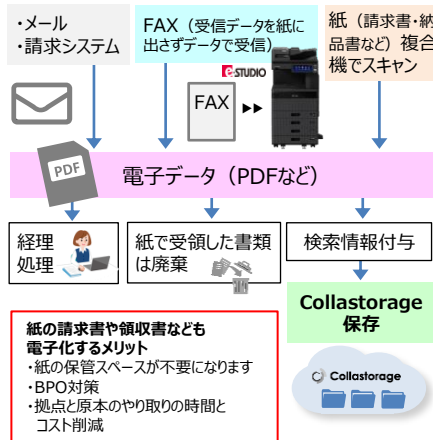
### 電帳法対応のために必要な対応

- 事務処理規程を用意
- 保存データ毎に、検索情報を付与して、Collastorageへ保存

## C スキャナ保存要件に 対応

電子データだけでなく、書面もデータ化して保存する運用です。電子化をすずめた一歩先を行く対応です

スキャナ要件の対応も、追加料金なく始められます（B案に紙をスキャンする作業が追加されます）



### 電帳法対応のために必要な対応

- 事務処理規程を用意
- 保存データ毎に、検索情報を付与して、Collastorageへ保存

掲載されている情報については完全を期しておりますが、分かりやすさを優先し簡略化して記載している場合もあります。詳細については、顧問税理士やその他専門家にご確認いただけますよう、お願いいたします。

価格については、弊社営業担当までお問い合わせください